★神戸町

# 自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します！

令和８年４月１日以降に購入されたものが対象です。

★領収書の発行を購入店等に依頼してください。詳細については、裏面をご覧ください。
　ヘルメットの購入単価が分からない領収書、レシートでは、申請できません。
★窓口での受付は、平日の午前８時３０分～午後５時１５分（年末年始の役場閉庁時を除く）です。

## 補助対象者（ヘルメット使用者）

全年齢を対象として、神戸町に住民登録のある方に対し、自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します。

## 補助対象のヘルメット

下記のいずれかの安全基準の認証を受けている「**新品**」の自転車乗車用ヘルメット
※未使用品を含む中古品は対象外
※オークション、個人間売買、譲渡等は対象外

〈安全基準〉

SGマーク　JCFマーク　CEマーク　GSマーク　CPSCマーク

## 購入金額

**自転車乗車用ヘルメットの購入費用の１/２（１００円未満切り捨て）**
**１人１個当たり上限２，０００円**
※ヘルメット使用者１人につき同一年度１個（回）限り
※装飾品や部品等の費用、購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く

# 補助金の申請から交付までの流れ

**（１）販売店等で自転車乗車用ヘルメットを購入**

※購入の際、販売店等に領収書の発行を依頼してください。（レシートも可）

**（２）申請書等を神戸町役場総務課へ提出**

※申請書兼請求書は、総務課窓口、町ホームページに用意しています。

**※令和９年３月３１日（水）より後には申請できません。**

**＜提出書類＞**

**(1) 神戸町自転車乗車用ヘルメット購入費補助金**
**交付申請書兼請求書**

**(2) 領収書原本又はレシート原本**
（次の内容が記入されているもの）
**①領収日**
**②領収金額（ヘルメットの購入単価がわかるもの）**
**③購入店**
**④品名・品番（ヘルメットの購入がわかるもの）**

**(3) 安全基準の認証が確認できるもの**

**(4) 振込口座（申請者名義のもの）が確認できる書類**

**注意！**

**(3)安全基準の認証が確認できるもの**

※保証書、取扱説明書、カタログの写し等の確認できるもの

**（３）交付決定通知書が郵送で到着**

※申請書類を審査の上、申請者に通知書を送付します。

**（４）補助金が指定口座に振り込まれます**

※申請日から概ね１か月半後の振り込みとなります。

**◆問合せ◆　神戸町役場総務課　　電話　０５８４－２７－０１７１**